

財務省告示第八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十八年十二月二十日に発行した利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年一月十日 財務大臣臨時代理

國務大臣 柳澤 伯夫

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百八

十四回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項、平成十

八年度における財政運営のため

の公債の発行の特例等に関する

法律（平成十八年法律第十一号）

第二条第一項及び財政融資資金

特別会計法（昭和二十六年法律

第一百一号）第十一条第一項並び

に国債整理基金特別会計法（明

治三十九年法律第六号）第五条

第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用等 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と



		七 イ 払込金 額							八 口																			
者 ・ 第	特 別 参 加	国 債 市 場	札 行 入	非 競 争 入	入 札 行 争 額	争 入 札 行 争 額	非 競 争 入 札 行 争 額	者 ・ 第	特 別 参 加	国 債 市 場	札 行 入	非 競 争 入																
		千 五 百 八 十 三 億 八 千 二 百 万 円	四 百 三 十 億 二 千 五 百 三 十 六 万 二 千	八 十 三 億 五 百 三 十 六 万 二 千	六 十 七 千 四 百 六 十 二 億 六 千 九 百	一 兆 七 千 四 百 六 十 二 億 六 千 九 百	千 五 百 七 十 五 億 円	利 付 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で	第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た	国 債 整 理 基 金 特 別 計 法 第 五 条	八 十 二 億 七 千 九 百 万 円	利 付 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で	第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た	国 債 整 理 基 金 特 別 計 法 第 五 条	九 百 五 十 一 億 六 千 八 百 二 十 万 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で	項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た	整 理 基 金 特 別 計 法 第 一	十 八 億 八 千 百 十 五 万 円	債 に つ い て 、 額 面 金 額 で	の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た	資 金 特 別 計 法 第 一	十 億 九 百 五 十 万 円	は 、 額 面 金 額 で	づ き 発 行 し た	る 法 律 第 二 十 一 条	め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に 関 す	十 八 年 度 に お け る 財 政 運 営 の た

八 最 振替 五 振替法の規定による振替口座簿  
 九 振替単位 五万円

十 一 発行日 平成十八年十二月二十日  
 十 二 発行価格 額面金額につき百円五十銭

口 非入札競争 額面金額百円につき百円五十六

び 特別債市 札 発行及  
 加 場 者 別 参 市  
 加 場 者 別 参 市  
 加 場 者 別 参 市

十 三 二 初利子率 年一・七パーセント  
 十 三 二 初利子率 年一・七パーセント

年一・七パーセントを払  
 平成十九年六月二十日  
 とし、次の算式により算  
 金額を支払う。ただし、  
 が銀行休業日に当たるとき  
 その翌営業日に支払う。以  
 次及び第五号において規定  
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十	十	十	十	十	十四
十九	八	七	六	五		
払込場所	払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
日本銀行の本店又は支店	平成十八年十二月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	日本銀行	額面金額	平成十八年十二月二十日
						る利息を支払う。
						いて、その日以前六月間に属す
						日を支払期とし、各支払期にお
						毎年の六月二十日及び十二月二十
						子の
						後第二期
						第二期
						以後